

## 消費生活専門相談員 養成講座(大阪)

\* 本協会が指定講習会実施機関となった場合は指定講習会を兼ねます。

改正消費者安全法(平成28年4月1日施行)により、「消費生活相談員」の要件が法文上に明記され、登録試験機関による「消費生活相談員資格試験」の合格者であることがその要件の1つになります。

本協会では本資格試験に向けての準備講座を大阪で開催します。

現在、業務についている方にも役立つ講座です。ぜひご参加下さい。

\* 本協会が指定講習会実施機関となった場合は、17日と残り3日間のいずれか1日を受講し修了していただくことで指定講習会の修了となります(詳細は本協会HPをご確認ください)。

指定講習会のみ受講料は2日間で15000円

お問い合わせ先 メールで (kansai.shibu3@zenso.or.jp) 宛て

記

【日 程】2016年7月16日(土)・17日(日)・23日(土)・24日(日)

【時 間】10:00~16:30(17日のみ9:30~)

カリキュラムは裏面

【会 場】エル・おおさか(大阪府立労働センター)

会場アクセスは裏面

【受講料】全講座一括払い25,000円(一般)・20,000円(会員)(資料・消費税含む)

※小論文添削希望者:添削指導料2000円 別途必要

消費生活専門相談員資格認定試験受験対策テキスト2016年版の他、当協会の出版物を会場で希望者に販売します。

【定 員】50名

【申込先】「受講申込書」の必要事項を明記し、郵送、FAXまたはメールでお申し込み下さい。

Eメール→ kansai.shibu3@zenso.or.jp

郵送→ 〒541-0041 大阪府中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビルB1

(公社)全国消費生活相談員協会 関西事務所

【申し込み締切】6月20日(月) 先着順:定員超過の場合お断りすることがあります。

【受講料の支払方法】口座振込み「受講決定書」到着後決定書に記載の口座へお振込み下さい。

【問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 関西事務所

メール kansai.shibu3@zenso.or.jp TEL 06-6203-7660

**下記の注意事項をご了承の上、お申し込み下さい。**

★郵便振替払込金受領書を領収証とさせていただきます。

★7月6日までの申込取消に限り、振込み料等を除き受講料を返金いたします。

★送信先 FAX 06-6203-7684 切り取らず、そのままFAXしてください。

<全日>受 講 申 込 書 (大阪会場) 申込日 平成28年 月 日

ふりがな 氏 名	(男・女)	歳	電話
住 所	〒 メールアドレス(任意)		
受講種別	該当するところに○印をお付けください。 全相協会員 <input type="checkbox"/> 会員以外 <input type="checkbox"/>		指定講習会修了証明 要・不要 小論文添削指導申込み <input type="checkbox"/>
職 業	無 ・ 有 (勤務先 )		

個人情報は、本件講座事業にのみ使用し、目的外に使用いたしません。